平成２４年（フ）第３２号
高知県高岡郡佐川町甲138番地３
破産者　倉内　　弘
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１０７号
長崎県大村市乾馬場町816番地２　フクダアパート201号、前住所長崎市浜町２番17号五島ビル73
破産者　草野　精吉
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
千葉県富津市岩瀬896番地
破産者　宮本多津子（旧姓山本）
１　決定年月日　平成25年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１２７９号
札幌市北区麻生町１丁目２番39号　クリエート麻生201号
破産者　佐藤　康幸
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５８号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目９番７号コーポ原田１号
破産者　武田　　博
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６９号
札幌市豊平区平岸４条４丁目６番５号　第２スターダスト２号
破産者　田中　昭則
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６号
神奈川県小田原市扇町３丁目15番15―201号アリアンス峰、開始決定時の住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2953番地の９
破産者　宿谷　雅之
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５９号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２所沢コーポラスＤ―410
破産者　渡邊　崇久
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６５号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井591番地16
破産者　篠原　春美
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０８号
静岡県三島市中247番地の10　グランデュオ北村Ｃ―101、破産手続開始時の住所静岡県駿東郡清水町伏見８番地の７―102
破産者　望月　欣也
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
静岡県浜松市南区芳川町５番地　シンフォニー201号室
破産者　田島　雅也
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中区小豆餅４丁目１番３号　松本コーポ101号室
破産者　中村　繁一
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
名古屋市中川区供米田３丁目2404番地　アニコムハイツ301W、旧住所兵庫県淡路市室津2003番地
破産者　大西　篤史（旧姓先）
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５２号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目１番35号　シティコーポ尾頭橋５号館1502号
破産者　ツーリストオカこと　岡嵜　勝人
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５７号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟801号
破産者　平井ヒデ子
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０８号
名古屋市昭和区福原町１丁目16番地の１
破産者　市坪　正人
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４９号
愛知県弥富市鯏浦町南前新田156番地１　ＬＡＣＡＳＡ弥富Ａ―103
破産者　大西　志奈（旧姓杉本）
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０１９号
大阪市住之江区安立１丁目７番２号
破産者　伊藤美佐子
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部